

平成28年第3回豊頃町議会定例会会議録（第2号）

平成28年9月5日（月曜日）

◎議事日程

日程第		会議録署名議員の指名
1		
2	認定第1号	平成27年度豊頃町一般会計歳入歳出決算認定
3	認定第2号	平成27年度豊頃町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
4	認定第3号	平成27年度豊頃町介護保険特別会計歳入歳出決算認定
5	認定第4号	平成27年度豊頃町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
6	認定第5号	平成27年度豊頃町医療施設特別会計歳入歳出決算認定
7	認定第6号	平成27年度豊頃町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定
8	認定第7号	平成27年度豊頃町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定
9	認定第8号	平成27年度東十勝消防事務組合一般会計歳入歳出決算認定

◎出席議員（9名）

1番	中村純也君	2番	小笠原茂人君
3番	坂口尚示君	4番	相澤昌幸君
5番	岩井明君	6番	菅谷誠君
7番	大崎英樹君	8番	大谷友則君
9番	藤田博規君		

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町	長	宮口孝君
副町	長	石田貢君
教育	長	菅原裕一君

農業委員長	竹下昌徳君
代表監査委員	山口浩司君
総務課長	和田宏樹君
企画課長	柄崎明久君
住民課長	矢野利治君
福祉課長	岩城光洋君
産業課長	山本芳博君
施設課長	渡部邦生君
会計管理者	佐藤孝夫君
農業委員会事務局長	高倉明君
教育委員会教育課長	富田秀樹君
子育て支援所長	下重博光君
消防署長	佐藤則仁君

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局長	中川直幸君
庶務係長	沢崎真司君

午前10時00分 開議

◎ 開議宣告

- 藤田議長 これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 会議録署名議員の指名

- 藤田議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、1番中村純也議員及び2番小笠原茂人議員を指名します。

◎ 認定第1号～認定第7号

- 藤田議長 日程第2 認定第1号平成27年度豊頃町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第3 認定第2号平成27年度豊頃町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第4 認定第3号平成27年度豊頃町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第5 認定第4号平成27年度豊頃町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第6 認定第5号平成27年度豊頃町医療施設特別会計歳入歳出決算認定について、日程第7 認定第6号平成27年度豊頃町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について及び日程第8 認定第7号平成27年度豊頃町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題とします。

認定第1号から認定第7号までの7件について、一括して提出理由の説明を求めます。

石田副町長。

- 石田副町長 認定第1号平成27年度豊頃町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号平成27年度豊頃町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号平成27年度豊頃町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号平成27年度豊頃町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号平成27年度豊頃町医療施設特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号平成27年度豊頃町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について及び認定第7号平成27年度豊頃町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について、以上7会計の決算について一括御説明いたします。

各会計の決算につきましては、平成28年8月24日付けで平成27年度豊頃町一般会計外6特別会計の歳入歳出決算審査意見書の提出を町監査委員より受けましたので、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、各会計ごとの歳入歳出決算書及び

関係書類に意見書を付して議会の認定を受けるものであります。

平成27年度予算の執行状況については、主要な施策を決算認定主たる成果説明書に掲げさせていただきました。

それでは、平成27年度決算認定主たる成果説明書により御説明申し上げます。

1ページの予算執行状況につきましては、第1表のとおりであります。一般会計外6特別会計の歳入歳出差引額は2億1,927万3,000円で、このうち、平成28年度に繰り越すべき財源は3,084万9,000円となり、実質収支は1億8,842万4,000円、うち、翌年度繰越分は1億602万4,000円で、決算剰余積立金は8,240万円であります。

次に、2ページ、第2表、一般会計財政収支の状況におきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の四つの健全化判断基準は、町監査委員の財政健全化審査意見書のとおり、いずれの指数においても早期健全化基準を下回っており、本町の財政運営は健全な状況にあると言えます。

歳入は48億3,668万7,000円、歳出は46億9,465万円となり、歳入歳出差引額は1億4,203万7,000円、単年度収支は3,369万6,000円あります。また、年度末の地方債現在高は47億5,406万9,000円となり、実質公債費比率は過去3か年平均で9.0パーセントとなっており、このことを十分認識し、各事業の必要性、有効性及び効率性について検証を行い、的確に反映するとともに、今後も財政運営の健全化に努めてまいります。

次に、3ページ、第3表の一般会計歳入歳出決算構成表の各款別の歳入状況につきましては、収入済額で対前年度比2.8パーセントの増となりました。その主なもののうち、1款町税の増は、個人町民税のうち農業所得の増によるものです。6款地方消費税交付金の増は、社会保障財源分として増えたものであります。9款地方交付税の増は、人口減少特別対策分として増えたものであります。11款分担金及び負担金の減は、道営事業及び畜産担い手事業の減によるものであります。13款国庫支出金の増は、地域活性化、地域住民生活等緊急支援交付金事業の増によるものです。15款財産収入の減は、不動産の売払いによる減であります。20款町債の増は、福祉活動拠点施設整備事業による増であります。

次に、4ページ、各款別の歳出状況は表のとおりで、その性質別内容は5ページ、第4表、一般会計性質別歳出決算額に掲げましたが、歳出合計で対前年度比2.2パーセントの増となりました。その主なもののうち、消費的経費の人件費の増は、職員の採用によるもの及び扶助費の増は、次世代育成支援金及び自立支援給付金によるものであります。投資的経費の普通建設事業費の減は、畜産担い手事業によるものであります。その他の経費の公債費の減は、償還額によるもの及び積立金の増は財政調

整基金、ふるさと振興基金及び教育振興基金の積み立てによるものであります。

なお、一般会計人件費の内訳につきましては、6ページの第5表のとおりであります。

次に、7ページの第6表は、一般会計歳出決算節別集計表の内訳でございます。

8ページから13ページまでの第7表は、一般会計歳出予算の負担金補助及び交付金の内訳であります。

14ページからは、主要な施策の成果内容であります。

15ページの人事管理で職員数を上げましたが、平成27年度末の一般職員数は退職者を除き79人となっており、今後も適正な定員管理に努めてまいります。

18ページ、町有林管理では、造林の委託事業、間伐、皆伐など売払収入及び町有林の維持補修を。

20ページ、町づくり推進事業では、協働のまちづくり地域提案支援事業補助、産業振興事業補助、町外通勤者への助成、住宅用太陽光発電システム導入補助、定住促進等住宅取得補助、都市圏住民への移住促進事業、定住促進賃貸住宅建設事業補助、民間賃貸住宅への家賃助成、危険廃屋解体撤去助成、地方版総合戦略による、まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定、姉妹都市、企業誘致、ふるさと会との交流事業及び町制施行50周年記念事業を。

27ページ、電算情報管理では総合行政システムの改修、庁内LANシステム端末機の更新及び情報通信基盤の施設管理を。

29ページ、税務関係では、町税の収入実績は、不納欠損額を差し引いた収入未済額が1,374万2,326円、収納率97.3パーセントと、前年の実績を0.2ポイント上回る結果となりました。今後も、収納率向上のため一層努力してまいります。

34ページ、社会福祉では、社会福祉協議会運営補助、福祉活動拠点施設、ひだまり交流館の整備、高齢者世帯への福祉灯油の支給及び臨時福祉給付金の支給を。

36ページ、老人福祉では、敬老会の開催、敬老祝金の贈呈、老人身障者合同運動会の開催、町長杯ゲートボール大会の開催、老人クラブへの運営支援、生きがいセンターへの運営補助、緊急通報システム設置事業、配食サービスなどの在宅福祉サービス事業、養護老人ホームへの入所措置、福祉タクシー乗車券の交付、介護保険指定居宅サービス事業所運営補助及びひとり暮らし高齢者等見守り事業補助を。

40ページ、障害者福祉では、居宅介護など、居宅生活支援と施設入所等の支援を。

42ページ、福祉医療では、重度心障者及びひとり親家族等医療費の助成事業を。

44ページ、福祉バス等運行関係では、福祉バス、担い手バス、患者輸送車及びコミュニティバスの運行業務を。

45 ページ、保育所運営では、茂岩保育所及び大津保育所の運営を。

46 ページ、児童福祉では、ことばの教室、わんぱく広場の開催など、子育て家庭等に対する支援事業。児童手当の支給、心身障害児通園助成、小学校等入学児童への入学祝金の支給。次世代育成支援として、出産祝金、健全育成支援金、保育所通所支援金の支給及び子育て世帯臨時特例給付金の支給を。

48 ページ、学童保育所では、放課後児童の集団保育を。

48 ページ、衛生関係では、墓苑の環境整備を。

49 ページ、保健指導では、成人・高齢者保健事業、母子保健事業、歯科保健事業、栄養改善事業及び予防接種事業など、各種検診事業と費用の負担軽減を。

52 ページ、乳幼児等医療では、中学生までの乳幼児等医療費の全額助成を。

54 ページ、し尿処理関係では、合併処理浄化槽設置整備事業を。

56 ページ、農地流動化関係では、農地保有合理化事業、農地中間管理事業、農地利用権設定を。

57 ページ、農業振興対策では、暗渠排水の緊急農地基盤整備事業、農地経営対策向上資金利子補給、エゾシカによる鳥獣被害対策、十勝川河畔林伐採物処理事業、農地中間管理機構集積協力金交付事業、農業農村サポート研修施設の管理委託、営農資材費等高騰対策事業、家畜飼養用水緊急支援対策事業、経営所得安定対策制度推進事業補助、農道・明渠の維持補修事業、道営土地改良事業、中山間地域対策事業及び多面的機能支払交付金事業を。

62 ページ、畜産振興対策では、堆肥処理施設整備促進事業補助、指定管理者による町有牧野施設の管理運営業務委託、畜産経営維持緊急支援資金利子補給補助、酪農畜産生産基盤強化事業、牛乳消費拡大推進補助、家畜防疫資材の整備補助、畜産担い手育成総合整備事業及び町有牧野管理機械の更新を。

65 ページ、林業振興対策では、未来につなぐ森づくりの推進事業、有害鳥獣駆除への助成、林業専用道、森林管理道の開設整備及び小規模治山事業を。

67 ページ、水産業振興対策では、さけ増殖事業、種苗中間育成事業、ヒトゲ駆除対策事業、新規魚種開発事業への助成、大津漁港建設利用推進期成会、水難救難所設備運営費、大津港大漁まつり、漁業経営近代化促進事業、秋サケ流通対策事業及び上架施設関連工事への補助など、漁業振興対策を。

70 ページ、商工振興対策では、商工業の振興対策として商工会運営補助、中小企業への資金融資利子補給事業、プレミアム付特別商品券発行事業、消費者購買増進事業及び物産直売所の管理事業を。

73 ページ、観光振興対策では、観光団体、イベントへの助成、観光施設の維持管理を。

74 ページ、道路維持管理では、町道の維持管理及び維持補修を。道路新設改良事業では、国庫補助事業等による町道整備を。

75 ページ、公営住宅管理では、町営住宅の整備、パートナータウンの住宅建設及び高齢者住宅の建設整備を。住宅使用料の収入状況では、収納率が99.5パーセントで、前年の実績を0.1ポイント上回りました。

77 ページ、河川管理では、河川維持補修工事を。施設管理では、公園等の維持管理及び各施設の整備改修工事を。

78 ページ、災害対策では、防災施設等の整備及び排水機場等の維持管理を。

80 ページ、教育総務関係では、高等学校等就学助成金を。学校保健では、児童生徒、新入学児童及び教職員の健康診断を。スクールバスでは、スクールバスの更新を。

82 ページ、学校教育では教材教具の整備、就学援助費の支給、豊頃中学校の側溝補修工事など教育施設の整備及び小中学校修学旅行費用の助成を。生涯学習事業では、える夢出前講座を。

84 ページ、社会教育事業では、姉妹都市との少年親善使節団の交流事業、成人式の挙行、豊寿大学・生涯教室の開設、文化賞・スポーツ賞表彰式の挙行、青少年・町民芸術鑑賞会、文化講演会等の支援事業、図書館事業及びえる夢館の管理維持補修等を。

90 ページ、社会体育事業では、総合体育館、野球場、ソフトボール場、町営スケートリンク、町民プールの管理委託業務及び施設修繕等を。

93 ページ、学校給食では、給食費の収納率が99パーセントで給食センター施設の改修修繕整備、小中学校卒業生の卒業記念会食及び地場産品食材使用のふるさと給食を実施しました。

次に、95 ページからは国民健康保険特別会計など6特別会計の財政収支の状況及び事業の執行状況であります。

各特別会計の決算状況は、国民健康保険事業では、国民健康保険税の収納率が94.2パーセント。98 ページ、介護保険事業では、103 ページ、介護保険料の収納率が98.05パーセント。104 ページ、後期高齢者医療事業では、後期高齢者医療保険料の収納率が100パーセント。106 ページ、簡易水道事業では、水道使用料の収納率が99.5パーセントで、水道施設の更新等事業を。109 ページ、公共下水道事業では、下水道使用料の収納率が99.7パーセントで、汚水管渠の改修工事を実施いたしました。特別会計の収納につきましては、今後も、町税と同様に、収納率を向上させるため収納対策を強化、公平な利用料金等の収納に努力してまいります。

なお、平成27年度の簡易水道特別会計及び公共下水道特別会計の資金不足比率におきましても、町監査委員の経営健全化審査意見書のとおり、経営健全化基準を下回っており、事業経営は健全な状況にあると言えます。

以上、平成27年度各会計の決算について概要を申し上げましたが、限られた財源の中で効率的な予算配分に努め、町民の福祉向上を図るべく、適切な予算執行に努めてきたところであります。

地方財政は、いまだ景気回復が不透明な中、一般財源の総額は確保されているものの、国の財政は歳出が税収等を上回る状況にあり、本町においても、今後の町税等の収入増の基調が見込めないなど、財政運営は厳しい状況になっていくと思われれます。本町は、第6次行政改革大綱、第4次豊頃町まちづくり総合計画を効率的、効果的に実行し、今後も計画的な健全財政を維持しながら主要施策に積極的に取り組んでまいります。

また、未来を担う子供たちが安心して健やかに育つことができる社会を実現するなど、地域活性化につなげるための指針となる平成27年度策定した豊頃町人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略により、持続可能な地域づくりを目指し、より発展的な町政の運営に一層努力してまいり所存であります。

以上でありますので、御審議の上、認定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

●藤田議長 説明が終わりました。

ここで、お諮りします。

認定第1号から第7号に係る平成27年度豊頃町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定の7件につきましては、本会議での質疑を3回までとする会議規則第55条の規定を適用しないで、審議を進めたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から第7号に係る平成27年度豊頃町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定の7件につきましては、会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めることに決定いたしました。

認定第1号平成27年度豊頃町一般会計歳入歳出決算認定についてを審議します。

これから、質疑を行います。

平成27年度豊頃町一般会計歳入歳出決算書、10ページをお開きください。

平成27年度豊頃町一般会計歳入歳出決算事項別明細書により、歳入を項ごとに質疑を受けます。

1 款町税、1 項町民税。

5 番岩井議員。

● 5 番岩井議員 この中で、町税の滞納処理についてお伺いいたします。

町税の滞納処理につきましては、国保の還付金ですとか預貯金また給与等の差し押さえと、法的に基づいて行われていると、私、理解しているところですがけれども、差し押さえ先の生活状況等をどのように把握しているのかお伺いいたします。

● 藤田議長 暫時休憩します。

午前 10 時 25 分 休憩

午前 10 時 25 分 再開

● 藤田議長 再開します。

矢野住民課長。

● 矢野住民課長 申しわけございません。

質問の内容が、ちょっともう一回、お願いいたします。

● 藤田議長 岩井議員。

● 5 番岩井議員 預貯金とか還付金ですとかの給与などの差し押さえなんか、法的に基づいて行われていると、これは私も理解するところですがけれども、差し押さえ先の生活状況等をやはり考えながらやっていると、そういうふうに思われるのです。その生活状況等をどのように把握しているのか、ただ単に法的に基づいてやっているのか、それとも暮らし状況などを把握しながらやっているのか。

● 藤田議長 矢野住民課長。

● 矢野住民課長 給与等の差し押さえにつきましては、差し押さえられる範囲があります。家族構成、所属等を勘案して調査の結果、差し押さえる限度額を差し押さえております。

● 藤田議長 岩井議員。

● 5 番岩井議員 差し押さえる場合の、法的な家族構成ですとかそういうものも確かに私は認めるところですがけれども、ただ個々の生活環境は様々な要素がありまして、把握することは非常に難しいと思うのです。差し押さえによって生活が困窮に追い込まれないように特段の配慮、これはしていただきますよう要望するところですが、行政としての考え等お伺いいたします。

● 藤田議長 宮口町長。

● 宮口町長 ただいま担当課長から御説明申し上げたとおりでありますけれども、差し押さえする場合については、それまでの過程について十分、職員が滞納者と協議をしてくれております。特に所得税の還付金等については、当然、公権力もありますけれども、できるだけ、今、岩井議員が申し上げたとおり、生活に影響のない法的な範囲

内で差し押さえをしている状況ですけれども、非常に税金の滞納者の名前が固定化しているというか。税の方も御存じのとおり法的に基づいて課税しておりますから、当然、所得はあることになるわけでありますが、ただ、税控除等についてもそんなに大きな控除がございませんので、どうしても税が出る形になります。それで、分割支払等々も十分検討しております。差し押さえについては、これからも御指摘のとおり十分その家庭の事情を検討といいますか協議しながら、今後、進めていきたいというふうに思っています。また、できるだけ、滞納が増えますとどうしても町民の教育、福祉の方に税金が回らない点もありますので、その点も御理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

●藤田議長 岩井議員。

●5番岩井議員 この件については終わります。

●藤田議長 ほかに、質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に進みます。

2項固定資産税。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3項軽自動車税。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4項町たばこ税。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2款地方譲与税、1項自動車重量譲与税。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2項地方揮発油譲与税。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3款利子割交付金、1項利子割交付金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4款配当割交付金、1項配当割交付金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 6款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 7款自動車取得税交付金、1項自動車取得税交付金。

- (質 疑 な し)
- 藤田議長 8 款地方特例交付金、1 項地方特例交付金。
(質 疑 な し)
 - 藤田議長 9 款地方交付税、1 項地方交付税。
(質 疑 な し)
 - 藤田議長 1 0 款交通安全対策特別交付金、1 項交通安全対策特別交付金。
(質 疑 な し)
 - 藤田議長 1 1 款分担金及び負担金、1 項分担金。
(質 疑 な し)
 - 藤田議長 2 項負担金。
(質 疑 な し)
 - 藤田議長 1 2 款使用料及び手数料、1 項使用料。
(質 疑 な し)
 - 藤田議長 2 0 ページ、2 項手数料。
(質 疑 な し)
 - 藤田議長 1 3 款国庫支出金、1 項国庫負担金。
(質 疑 な し)
 - 藤田議長 2 項国庫補助金。
(質 疑 な し)
 - 藤田議長 2 8 ページ、1 4 款道支出金、1 項道負担金。
(質 疑 な し)
 - 藤田議長 2 項道補助金。
(質 疑 な し)
 - 藤田議長 3 項委託金。
(質 疑 な し)
 - 藤田議長 1 5 款財産収入、1 項財産運用収入。
(質 疑 な し)
 - 藤田議長 4 0 ページ、2 項財産売払収入。
(質 疑 な し)
 - 藤田議長 1 6 款寄附金、1 項寄附金。
(質 疑 な し)
 - 藤田議長 1 7 款繰入金、1 項繰入金。
(質 疑 な し)
 - 藤田議長 1 8 款繰越金、1 項繰越金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 1 9 款諸収入、1 項延滞金加算金及び過料。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2 項預金利子。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3 項貸付金元利収入。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4 項受託事業収入。

(質 疑 な し)

●藤田議長 5 項雑入。

5 番岩井議員。

●5 番岩井議員 雑入の給食事業収入について伺いますけれども、収入の未済額というのは、給食費の滞納と理解してよろしいのでしょうか。

●藤田議長 富田教育課長。

●富田教育課長 この件につきましては、給食費の未納者の分ということでございます。

●藤田議長 岩井議員。

●5 番岩井議員 私は、給食費で滞納が出るということは、滞納者の生活環境等を大変心配するところなのですけれども、給食費の納付について滞納者との話し合いや生活状況等を含めて、把握している現況をお伺いいたします。

●藤田議長 富田教育課長。

●富田教育課長 この方につきましては、平成26年にも滞納のあった方なのですけれども、この間、家庭の方に訪問をさせていただきながら、町で行っております就学援助、そういった内容もお話をさせていただきながら、申請をいただきますとこちらの方で審査ができますということで何度かお話をさせていただいております。先月にも訪問した時にもお話をさせていただいておりますが、いまだにこの申請というものが上がってきていないというような状況でありまして、本当に困っていれば申請を上げてくださいということで、今後も丁寧な説明をしながら収納の方に努めていきたいというふうに思っております。

以上です。

●藤田議長 岩井議員。

●5 番岩井議員 申請書はこればかりではなくて、様々な申請の書類がありまして、給食費の関係でいろいろな手続の申請書、今、それについて伺うわけですけれども、この申請書そのものが仮に出しにくいとか、それから申請書のやり方がわからないと

というような状況はないのでしょうか。

●藤田議長 富田教育課長。

●富田教育課長 申請書につきましても、御自宅に訪問した際に記入方法ですとか、そういったものをお渡ししながら説明をしておりますので、特に難しいということはないのではないかとこのように理解しております。

以上です。

●藤田議長 岩井議員。

●5番岩井議員 この件につきましても質問は終わらせていただきますけれども、今後とも滞納者のよき相談者となっていただきますよう要望いたしまして終わらせていただきます。

●藤田議長 ほかに、質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に進みます。

50ページ、20款町債、1項町債。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

7番大崎議員。

●7番大崎議員 歳入の件で、特に町税のところでは方向性といいますか、27年度の内容については理解はしているのですが、固定資産税、特に注目したいなとこう思っています。

現状と、それから過年度等、今後の方向性も含めて触れていただくとありがたいのですが、固定資産税、非常に本町においては財源の歳入については非常に将来的に希望を持てるなというふうに思っています。特に前回の補正でもありましたように、太陽光ですとか、あるいは今回のいろいろと民間の施設、建築、それから南町の民間の集合住宅、これはもう非常に立派な町計画の一環として定住も、あるいは歳入についてもリンクされて、それらについての将来性というのは非常に希望を持てるなというふうに思っております。現状の固定資産税の中で、今回の提案されている中において集合住宅の南町の減免等が、多分、含まれていると思うのですが、今期を含めて来期についてはどのような期待を持てるのかというところのちょっと触れていただきたいなとこう思います。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 今現在、固定資産は伸びております。毎年伸びておりますけれども、住宅の件数等からいけば全体的に固定資産の伸び、そんなに期待できるものではございませんけれども、特に今、企業による太陽光等々が今出ておりますので、そういった

点では固定資産は伸びるかと思えます。

また、これから事業展開、いろいろな事業がまた今、建設中というふうにお伺いしておりますから、そういった建物等についても十分期待ができるかなというふうに。

ただ、家屋については、いろいろ減免措置もございまして、そんなに件数からいって私の町では大きな件数ではございませんので、そちらのほうの期待はそれほど大きな期待ではないかと思えます。ただ、予算の8パーセント、約1割近くが町税でございまして、これらについても十分把握しながら健全経営に務めていきたいというふうに思っております。

●藤田議長 大崎議員。

●7番大崎議員 今の説明で十分理解はできております。なぜかという、将来的にもそうですが、本町における財源歳入の85パーセント弱ぐらいが依存財源、したがってこれは地方税も含めて、地方交付税も普通と特別がありますが、これは大体見ますとこの数字から見ても先ほど副町長の説明にあったように、地方交付税が伸びていると思えます。というのは、国策で出している人口増対策に対しての本町における地方税の見方というのが、査定基準がそういうふうに非常に重視されているのだなというところを含めると、住宅民間の施設、そういうものを同時に進行していくと、それらについての地方交付税の査定基準に私は非常に効果、いい影響がするだろうというふうに見ているわけです。

昨日、ちょっと地域でハウスメーカーの代表の方がちょうど偶然に立ち話を。それは新築を町民がしたわけです。完成しましたという報告をしていたのです。これはありがたい話だと。これは民間ですからまた固定資産税、歳入としてカウントできるのだなと。それと前回の1日目の町長が提案している末広の土地購入は、5戸というのがまたプラスされている。そうすると地域的に非常に充実感があるなというところを厳しい時代に沿いながらも1歩1歩、宮口町政の方で進めているということについての、もう少しアピールしてもいいなという感じを私持っているわけです。したがって、将来の地方交付税の査定の中にいかなる査定要因が、項目が、それに従来から今日、プラスされているものがあれば説明をいただきたいなこう思います。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 現在、交付税20億円を超えて国から交付されておりますけれども、残念ながら交付税の額につきましては過去から見るとピークが過ぎまして、特に国勢調査が終わった段階で人口が減っております。特に交付税の算定する場合は、全項目に単位費用という係数がございまして、何ととっても公共施設ですとか、一番何ととっても人口が全て基礎になってかけられていくものですから、今回も交付税は厳しく見てございまして、過去の二、三年前から見たら減ってきております。ただ、人口は減っ

でも今言ったとおり、戸数は減っておりません。横ばいぐらいなのですが、これは各家庭が、それぞれ大所帯がやはり個々の生活圏を子供さんも持ちたいということで、大家族から公営住宅に入る方もいらっしゃるし、住宅が増えれば増えるだけ固定資産税が入ったりいろいろな意味でプラスになりますが、何としても人口が交付税の中では一番主力でございます。やはりこれからの将来の交付税も十分考えながら、締めるところは締めて、将来の豊頃町のためにある程度の財政余力をなければ大変かなというふうに思っております。

なお、余談になりますけれども、今回の災害でも他町村よりも私の町は農業の畑作には冠水がありましたけれども、大きな人災等の被害がなく安堵しているようなところでございます。これが大きな被害ですと、やはり一般財源を出しながら町民の生活を守らなければならないというふうに考えております。したがって、交付税の中身の単位費用等については手元に資料はありませんけれども、何といたっても人口が主でございます、そういった関係でこれからも人口の減少を食いとめるような形で行政を進めなければならないというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 ほかに、質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 これで質疑を終わります。

次に、56ページから、歳出については目ごとに質疑を受けます。

56ページをお開きください。

1款議会費、1項議会費、1目議会費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2目文書広報費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3目財産管理費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4目町有林管理費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 5目地方振興費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 6目生活安全推進費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 7目企画費。

8番大谷議員。

●8番大谷議員 81ページの宿泊施設改修事業補助金200万円と出ていますが、ホテルの改修だと思いますが、これについてほとんどの経費は事業者が出しているのだらうと思いますが、この改修によってどのぐらいの評価が上がったか、まだ1年はたっていないかとお調べなのかどうかお聞かせ願います。

●藤田議長 柄崎企画課長。

●柄崎企画課長 この補助金に関しましては、議員おっしゃるとおり十勝ロイヤルホテルの改修に対する補助でございます、改修においては約1,800万円の予算で事業者の方で改修いたしまして、そのうち町から200万円を補助金を交付しているところでございます。しかし、税金の評価ではなくて貸し付けに係る評価なのではないかと思っておりますけれども。その評価額に関しましては、現在、資料を持ち合わせておりませんので申しわけございません。

失礼しました、申しわけございません。改修後の温泉の利用者の評価に関しましては、ほぼ全面的に改修しておりまして、利用者数については前年とは比較すると大きく伸びてはいないのです。実は、公共事業ですとか様々な工事が減少しておりまして、その分が影響しておりまして、評判はいいのですけれども利用者の伸びには直接はつながっていない現状であります。済みません。

●藤田議長 大谷議員。

●8番大谷議員 利用率が上がっていないということではありますが、評判がいいということ期待できるのかなと思っておりますけれども、やはり豊頃町のただ一つの宿泊施設ですから、ある程度やはり指導していった利用率を上げるような方策も必要かというふうに思いますが、いかがか考えていますか。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 御指摘のとおりだと思います。

特に、この200万円は全体からいけばそう大きな金額になっておりませんが、ごらんとおりラウンジがきれいになったり、また畳がきれいに新しくなったりそれぞれ施設が改善されましたので、やっぱりこれからホテルの経営方針がある程度落ちつけば、またお客さんが集まるのかというふうに思っております。

町といたしましては、できるだけいろんな面で支援できるものは支援して、1日も長く経営ができるよう、努力するよう、また指示していきたいというふうに思っております。

以上です。

●藤田議長 ほかに、質疑はありませんか。

7番大崎議員。

●7番大崎議員 今の関連するロイヤルホテルの宿泊施設の関係ですが、やはり今、大谷議員がそれだけ助成した金額が満足とかどうかはわかりません。その200万円というものが生かされているのかどうかということだと思うのです。それには、聞くところによりますと、これは当事者ではありません、経営者ではありません、それを利用する客層です。今回も、実はいろいろな距離的なことがあって幕別や帯広から宿泊して通っているのだけれども、工事関係でぜひ使いたいところ問い合わせがあるのです。それを経営者に確認しますと、従来と全く変わらない金額体制でありました、料金が。これを参考にさせていただきたいのですが、いわゆるお弁当をつけて3食で6,500円です、泊まって。これは、実はもう皆さん御存じだと思いますが、今、過当競争です、この宿泊というのは。隣の町で3,800円です、素泊まりが。弁当は今、皆さんセイコーマートへ行って買いますなんていう人がいるのですね。ですから、そういう指導も経営者は少し私はそういう点では厳しい言い方をしますが、やはり少し甘いという感じがします。これはもう競合がないからです、ここに。我が町にこれしかないからということをお願いしても、もうそれは予算的に6,500円も出してなんていうのはまず無理です。希望がどのくらいお泊まりなのですかと言ったら15名ですよ、工事関係15名。15名というと1日当たり6,000円パーにしても30万円、そういう予定のものが逃してしまうのですね。ですから私はやっぱり今、ちょっとありましたように行政からそこまでの指導まではいらない、できません、この民間ですから、採算ベースまで入れませんから。だけれども、それはやはり参考的なものとしてロイヤルホテルさんはそのほかの公的な施設の管理もしております、これは非常に私、辛口を言いますが、やはり企業努力をもう一回やってほしいということを感じます。したがって、本町にそれだけのものがお泊まりになれば、それだけガソリン代が助かります。

●藤田議長 大崎議員、発言の途中ですけれども質問内容を端的にお願いをいたします。

●7番大崎議員 わかりました。

内容を理解していただくためには、そういうような説明をさせていただきましたが、もう少し行政としてどのような姿勢を持っていくかというところの考えをお聞きしたいと思います。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 今回の200万円につきましては、どの部分が200万円にいったのではなくて、ある程度、椅子、畳等の分も十分直していただきたいという、ある程度の条件付きで支出をいたしました。また、3食で6,500円、今、逆に私ども産業ま

つりから来ている方々に帯広でホテルを御案内したけれども、非常に入れない、値段もいつもと違って8月、9月以降は非常に高くなっております。3食で6,500円、確かに私の町のホテルにつきましては施設、食事の内容についても十分とは言えませんが、企業努力はバスなどを出して努力はしているようですけれども、やはり私も厳しく言えば体質が依然として変わらない。それで直接、行政指導できるわけでもありませんけれども、施設そのものは私の町の施設でありますので、今後、今、両議員から御指摘のとおり何か事あるときに私からもそういった意味では苦言を呈していきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

- 藤田議長 ほかに、質疑はありませんか。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 86 ページ、8 目地籍管理費。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 9 目電算情報管理費。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 10 目簡易郵便局費。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 2 項徴税费、1 目税務総務費。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 3 項戸籍住民基本台帳費、1 目戸籍住民基本台帳費。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 4 項選挙費、1 目選挙管理委員会費。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 2 目知事道議会議員選挙費。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 3 目町議会議員選挙費。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 5 項統計調査費、1 目統計調査費。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 6 項監査委員費、1 目監査委員費。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 2 目長寿社会振興費。

- (質 疑 な し)
- 藤田議長 3目老人福祉費。
(質 疑 な し)
 - 藤田議長 1 1 6 ページ、4目障害者福祉費。
(質 疑 な し)
 - 藤田議長 5目老人医療費。
(質 疑 な し)
 - 藤田議長 6目福祉医療費。
(質 疑 な し)
 - 藤田議長 7目福祉バス等管理費。
(質 疑 な し)
 - 藤田議長 8目後期高齢者医療費。
(質 疑 な し)
 - 藤田議長 2項児童福祉費、1目保育所費。
(質 疑 な し)
 - 藤田議長 2目子育て支援費。
(質 疑 な し)
 - 藤田議長 3目学童保育所費。
(質 疑 な し)
 - 藤田議長 4目児童措置費。
(質 疑 な し)
 - 藤田議長 3項災害救助費、1目災害救助費。
(質 疑 な し)
 - 藤田議長 4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費。
(質 疑 な し)
 - 藤田議長 2目保健センター管理費。
(質 疑 な し)
 - 藤田議長 3目保健指導費。
(質 疑 な し)
 - 藤田議長 1 4 6 ページ、4目乳幼児等医療費。
(質 疑 な し)
 - 藤田議長 5目清掃費。
(質 疑 な し)
 - 藤田議長 6目し尿処理費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2項簡易水道費、1目簡易水道費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2目農業総務費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3目土地改良総務費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4目道営事業費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 5目中山間地域対策費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2項畜産業費、1目畜産業費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2目公社営事業費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3項林業費、1目林業総務費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2目林道整備費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3目治山事業費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 11時10分まで休憩いたします。

午前11時02分 休憩

午前11時10分 再開

●藤田議長 休憩前に引き続き、会議を進めます。

170ページ、4項水産業費、1目水産業総務費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 6款商工費、1項商工費、1目商工総務費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2目観光費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2目除雪費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3目道路新設改良費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3項住宅費、1目住宅管理費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2目住宅建設費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4項河川費、1目河川総務費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 5項施設費、1目施設管理費。

8番大谷議員。

●8番大谷議員 201ページの、林業施設管理費に予算を見ておりますが、成果説明書を見ますと木工芸館も含まれるというふうに思っておりますけれども、木工芸館は27年度は0人という使用になっているのですよね。やはり当初の計画でいえば木工のいろいろなものが、施設が、機械がそろっていて何でもできるようになっているので、利用を今後図っていかねばならないというふうに考えますが、この成果を見てどのように考えているのかお聞かせ願いたいと思います。

●藤田議長 渡部施設課長。

●渡部施設課長 木工芸館ですが、昨年からは休止しております。理由といたしましては、利用者がほとんど、月に二、三名の方が数回来られるということで、余りにも費用対効果が悪いということで休館しております。利用に関しましては、役場だより等で何回も周知しておりますし、学校等にも利用できないかということで言いましたが、なかなか専門的な機械が数多くありまして、しかも機械ごとの台数が1台、2台程度しかありませんのでなかなか団体で来られて作業する、そういう授業の一環として使うということはなかなか難しいということで、団体の利用というものがほとんどございません。やはり趣味にしておられる方々が専門的に利用しているという状況がありました。それで、しばらく周知を何回かしまして様子を見ましたが、利用者が増えないということで当面、休止しております。

●藤田議長 大谷議員。

●8番大谷議員 今後も休止するという考えですか。それともやはり事業計画を立て

ればある程度の利用は図れるのではないかというふうに思いますけれども、いかがですか。

●藤田議長 渡部施設課長。

●渡部施設課長 北海道、支庁等で木に親しむということで事業といたしますか、そういうような事業を計画してやられたこともございますが、参加者が非常に少ない、中止になったこともあります。そういう状況ですから、なかなか今の施設の状態では事業を組んでいくということは難しいかというふうに考えております。

それから、開始してから十数年たちまして機械がかなり傷んでおりまして、専門の機械ですから非常に高価な物が多くなっております。それらをまた全て入れ替えた状態でないとなかなか全面的に使うことが難しいということで、当面の間、休業したいというふうに考えております。

●藤田議長 大谷議員。

●8番大谷議員 当面の間、閉鎖しておくということですが、やはり過去には指導員もいたようでありますから、利用率を、利用できる方法を考えてあげるということも一つの方法ではないかと思っておりますけれども、いかがですか。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 御指摘のとおりだと思います。ただ、先ほど課長が説明したとおり機械も古くなりましたし、特に非常に危険な機械というか専門的な方が付かないと、万が一、事故でもあった場合というふうに考えております。

今、中止しておりますけれども、抜本的に内部で検討いたしまして、施設はまだ十分使えますので今の形で続行すべきか、もしくは機械を全部取り替えて本当に技術をそんなに要しない方でも使えるようなもので、安全性を高めるものを作って木に親しむような形にするか、今後、十分検討しながら決めていきたいと思っておりますので、もう少し時間を頂きたいというふうに思います。

よろしく願いいたします。

●藤田議長 ほかに、質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に進みます。

202ページ。6項公共下水道費、1目公共下水道総務費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 8款消防費、1項消防費、1目消防費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2項災害対策費、1目災害対策費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2目教育研究所費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3目学校保健費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4目スクールバス管理費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2項小学校費、1目学校管理費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2目教育振興費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3項中学校費、1目学校管理費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 226ページ、2目教育振興費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4項社会教育費、1目社会教育総務費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2目文化振興費。

5番岩井議員。

●5番岩井議員 この項目の237ページになりますけれども、2点についてお伺いいたします。

参考なのですが、11番の項目の中で町民芸術鑑賞会食糧費とこのように文言がありますけれども、道民芸術祭関連では食糧費に対する項目、これ結構厳しくなりまして受け入れられないと認識しておりますが、本町といたしましてはこの文言で問題はないと理解してよろしいのでしょうか。

●藤田議長 富田教育課長。

●富田教育課長 この町民芸術鑑賞会の食糧費につきましては、芸術鑑賞会の演者のための水ですとか軽食ですね、そういったもののために支出しているものでございまして、岩井議員、御指摘のことに対してお答えになるかどうかわかりませんが、内容としてはそういう内容になっております。

以上です。

●藤田議長 岩井議員。

●5番岩井議員 項目的には食糧費というような形で見るということは、これ認めら

れるということなのですね、本町では。そういう形でよろしいのでしょうか、考え方は。

●藤田議長 富田教育課長。

●富田教育課長 私がお答えしているのちよっとわかりませんが、以前からこのような形で認めていただいております。

以上です。

●藤田議長 岩井議員。

●5番岩井議員 最近、私もいろいろ道民芸術会等に関わっているのですが、いろいろな予算で上げて出すときに、食糧費と出すとほとんどが認められない状況になっているのです。ただ、内容的にたとえ何であろうとも食糧費という文言が受けられない格好になっていて、そういう項目が認められるというふうになっているのですけれども、本町ではそういう分には余り問題意識がないというふうに考えてよろしいのでしょうか。いわゆるこれからのいろいろな形で決算書を上げたりするものから、なるべく、今、本町で文化協会等に関わっておりますけれども、食糧費という形では上げないようにしているのですけれども、その辺どのように理解したらよろしいのでしょうか。

●藤田議長 菅原教育長。

●菅原教育長 答弁させていただきます。

食糧費についての御質問でございますけれども、自治法上、予算の費目として食糧費ということは規定されています。現状、議員、御指摘のことは過去にありました豊頃町とは限りませんが、多大な食糧費を使ってとか無駄遣いとか、そういうことをおっしゃっていると思います。教育委員会におきましては、食糧費節減に通常努めておきまして、例えば、姉妹都市から来町された際の対応で食糧費を予算化させていただく場合もございますし、ただいまお話がありました芸術鑑賞会等におきましても、なるべく昼食、夕食を出さなくていいような時間に来町していただくような工夫もしております。場合によっては会社と委託契約を結びますので、その中で、委託費の中で通常の食糧、お弁当等を見ていただく場合もございます。ですから、最低限の食糧費予算化をいただいで執行していると御理解いただきたいと思います。

●藤田議長 岩井議員。

●5番岩井議員 質問していることとお答えになっていることはちよっと食い違いがあるような気がするのですけれども、私の質問の仕方が悪かったのではないのかなと思うのですけれども、いろいろ食糧費で賄っていくことは私、その点は問題ないといえば問題ないのかなと思っておりますけれども、食糧費というような形で決算なんか上げた場合に、何とかその食糧費とか文言を違う形にできないのかと言われる場合

もあるのです。それで、いろいろな形で結局、食糧費的なものを他の方の項目でやりくりしたりしてもいるのですけれども、ただ、食糧費という文言は決算のときには使っても本町では差し支えないと、内容的にはどうかと。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 地方自治法の中に、節の中に需用費という言葉があって、需用費の中には今言った、小破修繕費ですとか食事用に使う食糧ですね。ただ、私どもの食糧は、職員間の飲み食いはこれは一切使えませんし、対外的にお客さんが来てどうしても食事を出さなければならぬ場合には食糧費という言葉を使って差し支えないわけなのですが、ただ、今、お互いに官公庁、開発なり支庁がこれはもう向こうも断りますし私どもも出しません。ただ、先ほど言った対外的な姉妹都市等の方々が視察に来た場合については、食事を提供する形になった場合については、当然、名前は食糧費でよろしいかというふうに考えております。ただ、岩井議員が言われることわかります、できるだけ食糧費という言葉というのは中身がわかりませんので間違った方向で使われるのではないかということ、特に食糧費という言葉がまかり通ればさらに余りいい方向に進まない、今まで過去にそういう経緯もあったものですがけれども、私どもの場合は食糧費についてはどういう形で使ったか吟味しながら出しておりますので、法的には別に問題ないかというふうに思っております。

以上です。

●藤田議長 岩井議員。

●5番岩井議員 今のは理解いたしました。

次に、19番の負担金及び交付金の内訳の中で、文化公演支援事業の補助金とありますけれども、この補助金、一時期、私の記憶では50万円ほどあったのかなと記憶しているのですが、支援事業費の4万円というのは余り最近では利用されないというふうに理解してよろしいでしょうか。

●藤田議長 富田教育課長。

●富田教育課長 この文化公演支援事業補助金につきましては、町民の方が自主的に公演を行うという事業に対して一定程度の限度額を設けてまして行っているものでして、予算につきましては50万円程度を見ておりますけれども、昨年度におきましては1件、開催されたのみということでこういった決算額になっております。

以上です。

●藤田議長 ほかに、質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に進みます。

238ページ、3目図書館費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4目える夢館費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 5項保健体育費、1目保健体育総務費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2目体育施設費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3目学校給食費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 254ページ、10款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費、1目災害調査費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 11款公債費、1項公債費、1目元金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2目利子。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3目公債諸費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 12款予備費、1項予備費、1目予備費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、259ページ、実質収支に関する調書について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳入歳出決算書附表の財産に関する調書について質疑を受けます。

1ページから5ページまでの公有財産について質疑を受けます。質疑はありませんか。

7番大崎議員。

●7番大崎議員 財産についてですが、先ほども質問が出た件もありますが、茂岩高台の、昨年度も同じことをお聞きしたのですが、林業研修センターについて、それにあわせてその横にあった鳥獣捕獲についてというのを記憶にあると思うのですが、結

果を見ますと鳥獣については非常に処理されておりました、林業センターについては現状のままであります。これについては、いろいろと町民からも希望がありますので、今後についてちょっとお聞きしたいなと思っております。

●藤田議長 山本産業課長。

●山本産業課長 議員、御指摘のとおり一回、林業センターのほうについては方向性をとということで、御質問いただいた中で、今後の利用について内部で現在検討中のございまして、格納庫等の取壊し等を含めながら格納庫等の新設を内部検討しております。詳細はまだ固まっておりますが、方向性としては取り壊すような方向で考えております。

●藤田議長 大崎議員。

●7番大崎議員 昨年度、町長の答弁では補助を受けた施設ですと、したがって、まだ完全に返還していないということで、できれば繰り上げでもそういうものについては作業を進行して適切な処置をしたいというお話でした。

今回、この夏休みのときに、御存じのようにサッカー選手の練習で大変な数でした。駐車場がなかった、したがって、道路に右、左、渋滞してあったのです。この施設が、今、課長の答弁でわかります、将来的にこれを処理した場合に非常にシーズンのなものしかありませんが、利便的にいいかなという感じで、先生方もちょっと知り合いがいたものですから、これをこう、もう少し使えたらいいですねと、車両が置けるか、あるいは宿泊できるかという休憩できるかというところまでありました。そういうものもちょっと参考にさせていただいて、今年度から、以降についていろいろとそういうものを参考にさせていただけばなという考えがありますが、町長にちょっとお聞きします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 私、前回そういう答弁をしました。

今、課長が言われたとおり、内部で協議をして、今年壊す予定でありましたけれども、まだイベントの道具等が若干入っております、壊す場合についてはやはり何らかの形、格納庫を横に建てまして、そこにある程度、豊頃町に分散しているイベント用の資材を一括まとめまして、あそこを壊す予定であります。今言われたとおり、そうすると駐車場もある程度とれるかというふうに思っております。いずれにいたしましても、あの建物古いですし非常にいろいろないわくがあるものですから、しっかり整地して環境整備に努めたいというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 大崎議員。

●7番大崎議員 そのような方向で御検討いただければなと。

なお、前に戻りますが、先ほどの木工館の関係です、これの隣の施設なのです。ですから、先ほど施設課長が将来的に休止しているという話もありました。できれば、林業センターを処理した場合には、そういう木工館の活用というものもあわせて検討されてはどうかというふうに思いますが、その辺のお考えをもし、詰まっておりますのでその辺の考えも検討の余地あればということでお聞きしたいと思います。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 木工館についても非常にまだまだしっかりしたものでありますから、そういった機械の古い物については、当然撤去しますけれども、改めてどういう利用、できればやっぱり木工に関するものの、町民が広く使える形の利用方法を十分内部で検討して、ちょっと時間がかかりますし、多分、明年度の事業になろうかと思えますけれども、十分、担当課の方に伝えていきたいというふうに思っております。

●藤田議長 大崎議員。

●7番大崎議員 別な件で質問と希望をちょっと申し上げたいと思います。

先ほども触れましたサッカー選手が狭きになるぐらいの大勢の選手が来ていました。それとあわせてどのような考えがおありかということをお聞きしますが、ラグビーを練習したいという希望が個人的にありました。サッカーとラグビーは違うのですが、そのためにはサッカーゴールネットはあるのですが、ラグビーのポールが必要とするという考えを学習しました。その辺について教育委員会としては何かお考えございますか。

●藤田議長 大崎議員に申し上げます。

調書でありまして、先ほどの決算書の中での質問すべき質問かと思えますが。

答弁いただきますか。

●7番大崎議員 財産だったものですから、関係するかなと思います。もしあれだったら結構です。

取り下げます。

●藤田議長 ほかに、質問を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 これで、質疑を終わります。

次に、6ページから8ページまでの物品についての質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、9ページから11ページの基金、構築物及び通信・放送施設についての質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

財産に関する調書全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本決算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、認定第1号を採決します。

お諮りします。

本決算は、認定すべきものとするに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号は認定すべきものと決定しました。

認定第2号平成27年度豊頃町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを審議します。

これから、質疑を行います。

平成27年度豊頃町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書、6ページをお開きください。

平成27年度豊頃町国民健康保険特別会計歳入歳出決算事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

1 款国民健康保険税。

5 番岩井議員。

●5番岩井議員 国民健康保険税関連では全般的に収納未済や不納欠損額が見受けられまして、執行の停止、または国税還付金、預貯金の差し押さえ等で対応していると推測いたしますが、収入が上がらないのに税が上がる状況で、納税したくても支払いが不能な状況になる方々が増えていくような認識を持っているところですが、行政としての見解をお伺いいたします。

●藤田議長 矢野住民課長。

●矢野住民課長 国民健康保険税ですけれども、確か収納率につきましては昨年度から若干、上がっております。一応、収入のほうにつきましては、多分、横ばいなし

は若干、下降気味ではないかと思われます。滞納の徴収ですけれども、私たちは税の公平、これを一番に考えて町民が平等に生活できるように、滞納されている方につきましても収納事務につきましても法律にのっとって行っているところでもありますので、その結果がこのような若干の徴収率の増になったのではないかと考えております。

●藤田議長 岩井議員。

●5番岩井議員 1点伺いますけれども、執行停止とは、一体何を執行停止するのか伺いたします。

●藤田議長 暫時休憩します。

午前11時42分 休憩

午前11時43分 再開

●藤田議長 休憩前に引き続き、会議を進めます。

矢野住民課長。

●矢野住民課長 執行停止ですが、執行停止というのは滞納処分を執行停止することでありまして、この国保税につきましてもは何件かあるわけですがけれども、こちらのケースにつきましても、生活保護適用ということで税の徴収が不可能になったということで、国保税の徴収の停止を現在しているとそのようなことであります。

●藤田議長 岩井議員。

●5番岩井議員 理解いたしましたけれども、あとですね、国保税支払わないということになりますと、その一つの処分といたしまして保険証が交付されないとか、あとは短期保険証ですとか、それから後払いの保険証だけの交付とか、そういうようないろいろな形もとられるわけですがけれども、本町におきましてもはそういう形はとっておられないと理解してよろしいのでしょうか。

●藤田議長 岩城福祉課長。

●岩城福祉課長 国民健康保険の資格の管理につきましてもは、私のほうから答弁させていただきます。

その家庭家庭の滞納の状況、または税の納付状況を加味しながら本町においても短期の国民健康保険の交付、あるいは資格証の交付等を行ってございます。

●藤田議長 岩井議員。

●5番岩井議員 私、医療に関わるものであって町民の命や健康を守ると、この観点から期限付きの保険証や後払いの保険証の交付、これはやめるべきで、正規の保険証を発行すべきだと考えております。また、こういうことを行われるから医療に関わる問題点として無料低額診療制度、この周知ですとか、関係者、管理団体広く早期に周知すること、こういうような言い方を私もするわけです。やはりこれはしっかりと、

短期保険証であっても正規にきちんと交付すべきだと思いますけれども、短期保険証やそういうものではなくて。そしてその後、支払い状況に苦労している方としっかりと相談していくべきだと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 今までの過程においては、それぞれ課長が説明したとおりですけれども、基本的にこれだけ医療費が伸びますと、税負担が出てくるわけなのです。特に、国民健康保険と社会保険がございまして、社会保険の方は給料から自動的に引かれますけれども、国保の場合はあくまでも相対的な医療費を考えて税負担をする。ただ、今まで、あくまでも保険証を短期にしたり停止するということは、やはり面接して誠意が見られない方々が非常に多いのです。それは岩井議員がおっしゃるとおり所得があってもなくても国保はかかるものですから、所得の少ない方には大変厳しい負担になるかと思っておりますけれども、やはり病院にかかった場合については2割3割を負担した以外は国、道、町村が持つものですから、どうしても徴収率が悪ければ全体に響くわけでありまして。特に、一般財源から今も出しておりますけれども、一般財源から国保に出すということは、社会保険にも出してあげなければ税の公平性は保てない理論も成り立つわけです。

それで、国保のほうの指導としては非常に豊頃町は徴収率がいいのですけれども、一般会計からむやみに国保のほうに協力することは法的にも好ましくないわけでありまして。ただ、これから今言われたとおり非常に財政的に困難な方に、そしてまた病気が発生した場合については、それぞれの担当課で丁寧に説明はされております。なかなか1回に納めなくても、毎月少しずつでもいいから誠意があれば私どもは医療にかかる分については、当然、権利ですから病院にかかる、それはそこまでもやる考えはないかと思っております。今後は、担当者ともまたそういった滞納者の方については十分協議しながら、できるだけそういった方が一の病気の場合については病院にかかってもらうような形で指導していきたいというふうに思っておりますので、よろしく御理解をお願いしたいと思います。

●藤田議長 ほかに、質疑はありませんか。

7番大崎議員。

●7番大崎議員 国保の件で、この意見書を拝見しました。10ページですが、前年から見ると数字が非常に0.9ポイント増加しているのだと、いわゆる収納率を上げてあります。なお、執行停止処分も減っているわけですね、それから全体的にそういうことで努力されているのだというふうな見受けられるわけです。ただ、1点聞きたいのは、私におきまして立ち位置を考えると、督促状をもらうということは大変な精神的ショックです。したがって、この督促状を発行しているのが366件、昨年度より

ちょっと減っているのですね。この前にどのような行政指導というか、それをされた後の督促状なのかということをごちょっとお聞きしたいのですが。

●藤田議長 矢野住民課長。

●矢野住民課長 督促状ですけれども、督促状につきましては税法で納期限から20日以内に発布しなければならないということがありまして、督促状を発布しても納付のない場合は10日以内に滞納処分と、そういうような税法、決まりがあります。

以上です。

●藤田議長 大崎議員。

●7番大崎議員 税法上はやはり納税義務ということをご前面に出るものですから、当然、それだけの法的手段とか方法をとるのですよ。現在、管内、一つの行政以外で全道的な組織として総合振興局に回収機構ありますね。これは、今現状どうなっているのでしょうか。

●藤田議長 矢野住民課長。

●矢野住民課長 滞納整備機構ですけれども、本町につきましては2件、滞納の移管と申しますか、行っております。

●藤田議長 大崎議員。

●7番大崎議員 回収機構については本町の住民、法人、あるいは内容については2件ということをご確認しましたが、この国保の中でそれでは全額、地方行政と国が負担する透析者というのは現状、豊頃は何名いらっしゃいますか。

●藤田議長 暫時休憩します。

午前11時52分 休憩

午前11時52分 再開

●藤田議長 休憩前に引き続き、会議を進めます。

岩城福祉課長。

●岩城福祉課長 済みません、申しわけございません。透析患者につきましては、本町、現在のところ7名程度いらっしゃいます。

●藤田議長 大崎議員。

●7番大崎議員 そこで、透析患者というのは特定の医療機関でしかできないわけですが、それについての全額補助を、負担を行政が持っているわけですね。それについての透析患者というのは、急激に患うわけではありません。それらについての予防医療とか予防指導というのですかね、そういうものについては現在の本町の医院では取り扱っているかどうかということをごちょっとお聞きします。

●藤田議長 岩城福祉課長。

●岩城福祉課長 透析患者の方の腎臓の慢性疾患によりまして、その透析に陥ると、

なってしまうという方が多くなってございます。それらは糖尿病などを起因にして病気を発症するというケースが多くなってございますので、今後、豊頃医院を含めまして、糖尿病の予防等々につきまして検討してまいりたいと考えているところでございます。

●藤田議長 ほかに、質疑はありませんか。
(質 疑 な し)

●藤田議長 次に進みます。
8 ページ、2 款国庫支出金。
(質 疑 な し)

●藤田議長 3 款療養給付費交付金。
(質 疑 な し)

●藤田議長 4 款前期高齢者交付金。
(質 疑 な し)

●藤田議長 5 款道支出金。
(質 疑 な し)

●藤田議長 6 款共同事業交付金。
(質 疑 な し)

●藤田議長 7 款財産収入。
(質 疑 な し)

●藤田議長 8 款繰入金。
(質 疑 な し)

●藤田議長 9 款繰越金。
(質 疑 な し)

●藤田議長 10 款諸収入。
(質 疑 な し)

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。
(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。
次に、18 ページから、歳出についても款ごとに質疑を受けます。
1 款総務費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2 款保険給付費。
(質 疑 な し)

●藤田議長 3 款後期高齢者支援金等。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4款前期高齢者納付金等。

(質 疑 な し)

●藤田議長 5款老人保健拠出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 6款介護納付金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 7款共同事業拠出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 8款保健事業費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 9款基金積立金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 10款諸支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 11款予備費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、37ページ、実質収支に関する調書について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳入歳出決算書附表の財産に関する調書、13ページの基金について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本決算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、認定第2号を採決します。

お諮りします。

本決算は、認定すべきものとするに御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号は認定すべきものと決定しました。

昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後1時00分 再開

●藤田議長 休憩前に引き続き、会議を進めます。

認定第3号平成27年度豊頃町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを審議します。

これから、質疑を行います。

平成27年度豊頃町介護保険特別会計歳入歳出決算書、44ページをお開きください。

平成27年度豊頃町介護保険特別会計歳入歳出決算事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

1款介護保険料。

5番岩井議員。

●5番岩井議員 これも先ほどの国保関係と同じような質問の形態になるのですが、やはり町民の中でもなかなか払えない人が出ているということで質問させていただきます。

介護保険料につきましては、国保の質問同様、保険料が上がり介護なしと、この文言が飛び交うようなこういう昨今ですけれども、27年度では時効期限2年間の中で不納欠損額があり、収入未済額も増加傾向にあるわけですが、保険料が未済の方々への対応をお伺いいたします。

●藤田議長 岩城福祉課長。

●岩城福祉課長 議員、御質問の保険料の未納の件について答弁させていただきます。

介護保険の保険料につきましては、平成27年から従前6段階のものを9段階に改め、より軽減を受けやすく保険料の御負担をいただいている状況でございます。例年、未納となるケースにつきましては同じパターンで未納という方が多くなってございます。特別徴収ができない、年金の支給額が小額で特徴ができない方が未納になる方が多くなってございます。それらの方につきましては、分納でありますとか、なる

べく本人の御都合に合わせて納付いただくよう小まめに臨戸訪問させていただいているのが現状でございます。

●藤田議長 岩井議員。

●5番岩井議員 対応の仕方になるのですけれども、やむを得ず保険料が納められない方は適切な介護が受けられないと、こういうように理解するところですが、それとも救済措置的な方法があるならば、お伺いいたします。

●藤田議長 岩城福祉課長。

●岩城福祉課長 答弁させていただきます。

介護保険制度の始まって間もないこともありますし、実際未納になっている方々につきまして介護サービスを受けるという状況に至っていないのが現状です。そういった部分で、やはり支払わなければならないという義務の意識に欠ける方がいらっしゃるのかなと思ってもございます。ただし、今現在の制度でいきますと、未納がある場合については給付の制限をどうしてもしなければならないというのが現状でございます。

●藤田議長 ほかに、質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に進みます。

2款使用料及び手数料。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3款国庫支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4款道支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 5款支払基金交付金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 6款財産収入。

(質 疑 な し)

●藤田議長 7款繰入金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 8款繰越金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 9款諸収入。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、54ページからの歳出についても款ごとに質疑を受けます。

1款総務費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2款保険給付費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3款地域支援事業費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4款基金積立金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 5款諸支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、73ページ、実質収支に関する調書について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳入歳出決算書附表の財産に関する調書、15ページをお開きください。

物品及び基金について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本決算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、認定第3号を採決します。

お諮りします。

本決算は、認定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、認定第3号は認定すると決定しました。

認定第4号平成27年度豊頃町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを審議します。

これから、質疑を行います。

平成27年度豊頃町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書、80ページをお開きください。

平成27年度豊頃町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

1款後期高齢者医療保険料。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2款繰入金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3款繰越金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4款諸収入。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、84ページからの歳出についても款ごとに質疑を受けます。

1款総務費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2款後期高齢者医療広域連合納付金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3款諸支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4款予備費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、91ページ、実質収支に関する調書について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本決算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、認定第4号を採決します。

お諮りします。

本決算は、認定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、認定第4号は認定すると決定しました。

認定第5号平成27年度豊頃町医療施設特別会計歳入歳出決算認定についてを審議します。

これから、質疑を行います。

平成27年度豊頃町医療施設特別会計歳入歳出決算書、98ページをお開きください。

平成27年度豊頃町医療施設特別会計歳入歳出決算事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

1 款財産収入。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2 款繰入金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3 款繰越金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4 款諸収入。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、102ページから、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

1 款医院費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2 款診療所費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3 款歯科診療所費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4 款公債費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、111 ページ、実質収支に関する調書について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳入歳出決算書附表の財産に関する調書、17 ページをお開きください。
公有財産について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、18 ページの物品についてを質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

財産に関する調書全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本決算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、認定第5号を採決します。

お諮りします。

本決算は、認定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、認定第5号は認定することと決定しました。

認定第6号平成27年度豊頃町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についてを審議します。

これから、質疑を行います。

平成27年度豊頃町簡易水道特別会計歳入歳出決算書、118ページをお開きください。

平成27年度豊頃町簡易水道特別会計歳入歳出決算事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

1款使用料及び手数料。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2款国庫支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3款繰入金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4款繰越金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 5款町債。

(質 疑 な し)

●藤田議長 6款諸収入。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、122ページからの歳出についても款ごとに質疑を受けます。

1款総務費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2款公債費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3款予備費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、133ページ、実質収支に関する調書について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳入歳出決算書附表の財産に関する調書についてを質疑を行います。19ページの公有財産について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、20ページの工作物について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

財産に関する調書全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本決算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、認定第6号を採決します。

お諮りします。

本決算は、認定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、認定第6号は認定すると決定しました。

認定第7号平成27年度豊頃町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定についてを審議します。

これから、質疑を行います。

平成27年度豊頃町公共下水道特別会計歳入歳出決算書、140ページをお開きください。

平成27年度豊頃町公共下水道特別会計歳入歳出決算事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

1款分担金及び負担金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2 款使用料及び手数料。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3 款国庫支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4 款繰入金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 5 款繰越金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 6 款町債。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、144 ページからの歳出についても款ごとに質疑を受けます。

1 款総務費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2 款公債費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3 款予備費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、153 ページ、実質収支に関する調書について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳入歳出決算書附表の財産に関する調書について質疑を行います。21 ページの公有財産について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、22 ページの物品について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

財産に関する調書全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本決算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、認定第7号を採決します。

お諮りします。

本決算は、認定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、認定第7号は認定すると決定しました。

◎ 認定第8号

●藤田議長 日程第9 認定第8号平成27年度東十勝消防事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてを審議します。

本件について、提出者の説明を求めます。

石田副町長。

●石田副町長 認定第8号平成27年度東十勝消防事務組合一般会計歳入歳出決算書について御説明いたします。

本会計の決算につきましては、平成28年4月1日から十勝19市町村で消防に関する事務の共同処理を行う十勝広域消防事務組合を新たに設立することに伴い、平成28年3月31日をもって東十勝消防事務組合が解散されたことにより、同日付けで決算が行われたものであります。

一般会計の決算審査につきましては、組合構成町の監査委員がそれぞれ実施することとなっております。平成28年8月24日付けで平成27年度東十勝消防事務組合一般会計の歳入歳出決算審査意見書の提出を町監査委員より受けましたので、地方自治法第292条の規定により準用する地方自治法施行令第5条第3項の規定に基づき、歳入歳出決算書に意見書を付して議会の認定を受けるものであります。

それでは、平成27年度一般会計歳入歳出決算書により御説明申し上げます。

6 ページ、歳入では、収入済額が17億8,219万8,084円、8 ページの歳出では、支出済額が17億4,651万6,008円で、歳入歳出差引残額は3,568万2,076円であります。この差引残額は、各町の分担金、負担金の割合により返還されることとなり、このうち人件費、福祉協会費、物件費、施設費及び公債費は、それぞれ十勝広域消防事務組合に引き継がれ、消防団費の自賄い分はそれぞれの構成町に返還され、本町の返還金は286万3,883円で、本年4月1日に収納されております。

9 ページからの事項別明細書では、本町分に係る決算について説明させていただきます。

10 ページ、歳入では、1 款分担金及び負担金で、共通経費、消防署費、消防団費、消防施設費及び公債費の収入済額3億1,942万2,670円。

12 ページ、2 款使用料及び手数料で危険物取扱手数料及び各種証明手数料2万2,000円。

14 ページ、3 款財産収入で建物貸付料50万4,580円。

16 ページ、4 款繰越金で前年度繰越金258万4,684円であります。

次に、歳出では35 ページ、2 款消防費、豊頃消防署費で人件費、福祉協会費及び物件費の支出済額1億5,385万2,320円。

49 ページ、豊頃消防団費で報酬、旅費、負担金補助及び交付金など1,251万117円。

57 ページ、3 款消防施設費、豊頃消防施設費で高規格救急自動車製造、高機能指令センター整備事業負担金、消防救急無線デジタル化共同整備事業負担金など1億3,146万1,760円。

62 ページ、4 款公債費、元金で借入債償還金1,090万円及び利子で14万4,970円であります。

次に、65 ページ、実質収支に関する調書では、実質収支額は3,568万2,076円であります。

次に、66 ページ、財産に関する調書では、本町分に係る公有財産は記載のとおりであり、建物の消防庁舎等、水利施設の防火水槽、物品の消防ポンプ自動車等であります。

以上でありますので、御審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

●藤田議長 説明が終わりました。

それでは、平成27年度東十勝消防事務組合一般会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、一括して質疑を受けます。質疑

はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、認定第8号を採決します。

お諮りします。

本決算は、認定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、認定第8号は認定すると決定しました。

◎ 休会の議決

●藤田議長 お諮りします。

議事の都合により、9月6日から9月7日までの、2日間は、休会としたいと思います。御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、9月6日から9月7日までの、2日間を、休会とすることに決定しました。

◎ 散会宣告

●藤田議長 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会します。

午後 1時29分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

議 長

署名議員

署名議員